

## 調査のねらい

全国消費実態調査は、全国の家計の実態を三つの側面から総合的にとらえます

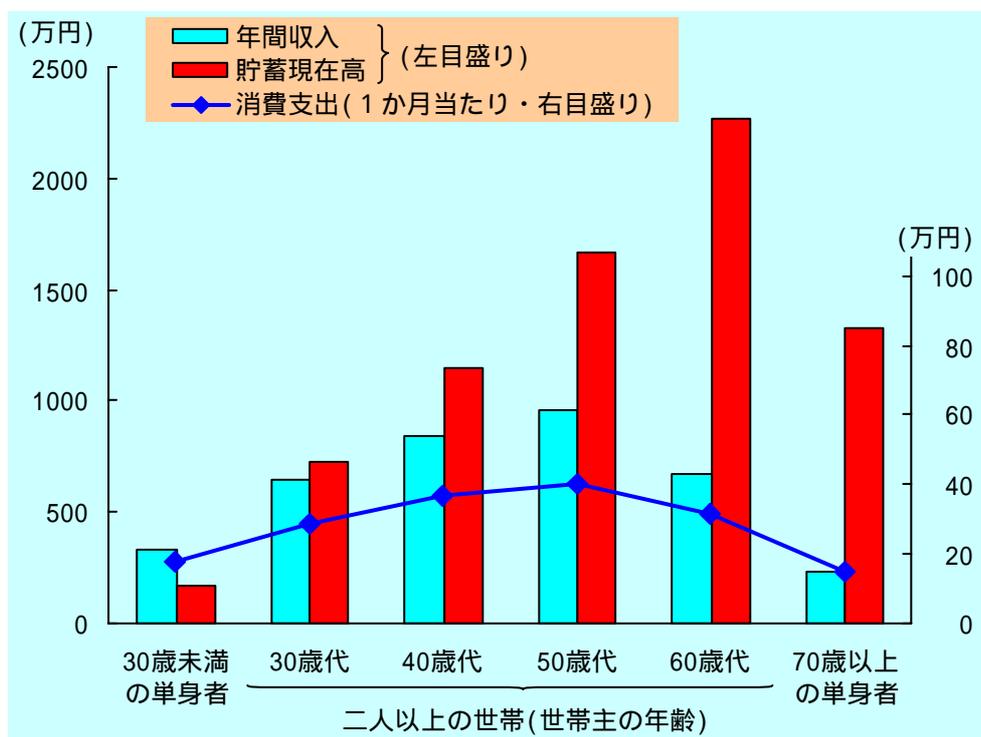
近年の我が国の社会・経済は、人口の少子・高齢化，サービス経済化，高度情報化が進み，生活の多様化，消費の個性化などが進展しています。一方で，景気は長期的な低迷を経て，最近，輸出の増加に伴う企業収益の改善や設備投資の増加などにより，景気持ち直しに向けた動きがみられるものの，家計部門にはまだその影響が及んでいないとみられています。

このような状況の中で，国や地方公共団体が各種の行政施策を適切に進めていくためには，国民の生活の実態がどうなっているかを正確に把握する必要があります。

国民生活にはさまざまな面がありますが，そのうちの家計についてみると，世帯で得た収入や支出といったフロー（毎月の動き）のほかに，貯蓄・負債，住宅・土地，耐久消費財などのストック（所有している量）の状況を把握する必要があります。

全国消費実態調査は，このような家計の実態を所得，消費，資産の三面から総合的にとらえようとするもので，昭和34年以降5年ごとに行っており，平成16年調査は10回目に当たります。

所得・消費・資産を総合的に把握

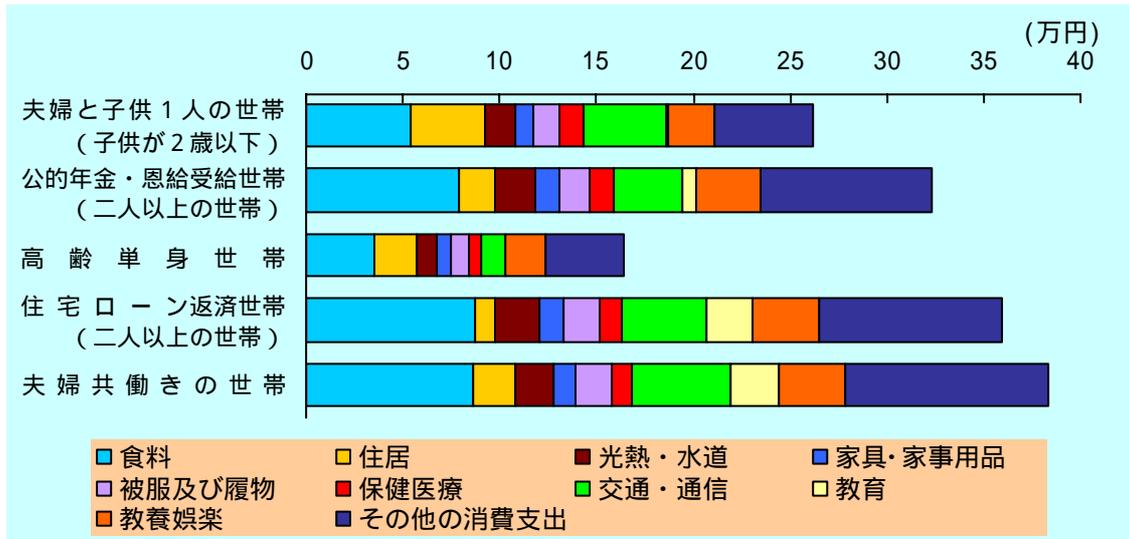


(平成11年全国消費実態調査より)

## さまざまな家計をとらえます

一口に世帯の家計と言っても、小さな子供がいる世帯、年金生活をしている世帯、一人暮らしの世帯、住宅ローンを返済している世帯、共働きの世帯など、その家計はさまざまです。したがって、世帯の状況に応じて、行政施策もきめ細かく設計する必要があります。全国消費実態調査では、各種の世帯属性別に詳細な結果を集計することで、行政施策の企画立案をはじめとしたさまざまな結果利用ニーズにこたえています。

世帯の種類によって異なる消費支出額(1か月当たり)

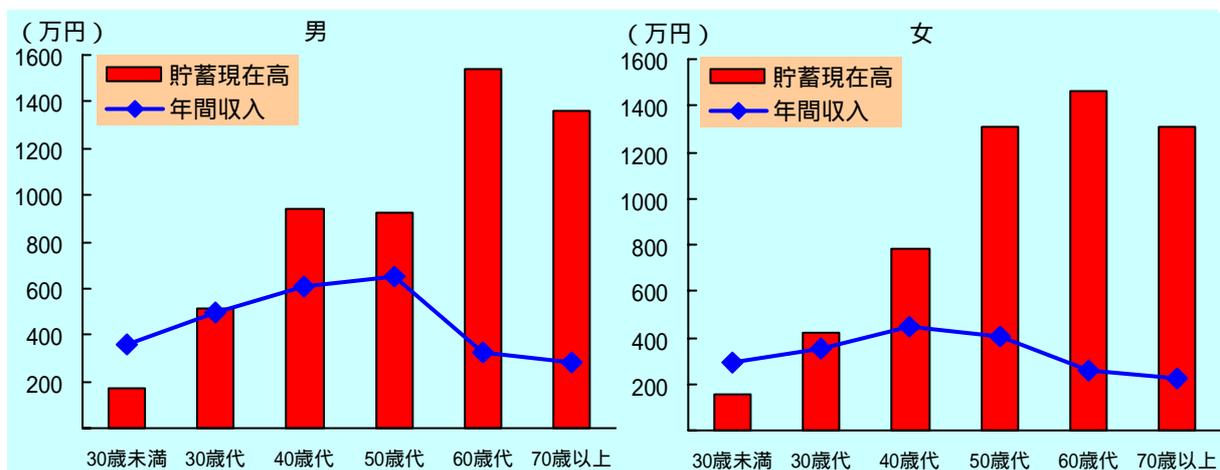


(平成11年全国消費実態調査より)

## 単身世帯の家計も詳細に明らかになります

単身世帯は増加の一途をたどっており、全国の全世帯の約28%を占めるに至っています(平成12年国勢調査)。それに伴い、単身世帯の家計が我が国の経済に及ぼす影響は大きくなっています。単身世帯についても、フローとストックの両面をとらえた総合的な結果が明らかになります。

男女とも高齢者で多い貯蓄現在高(単身世帯)



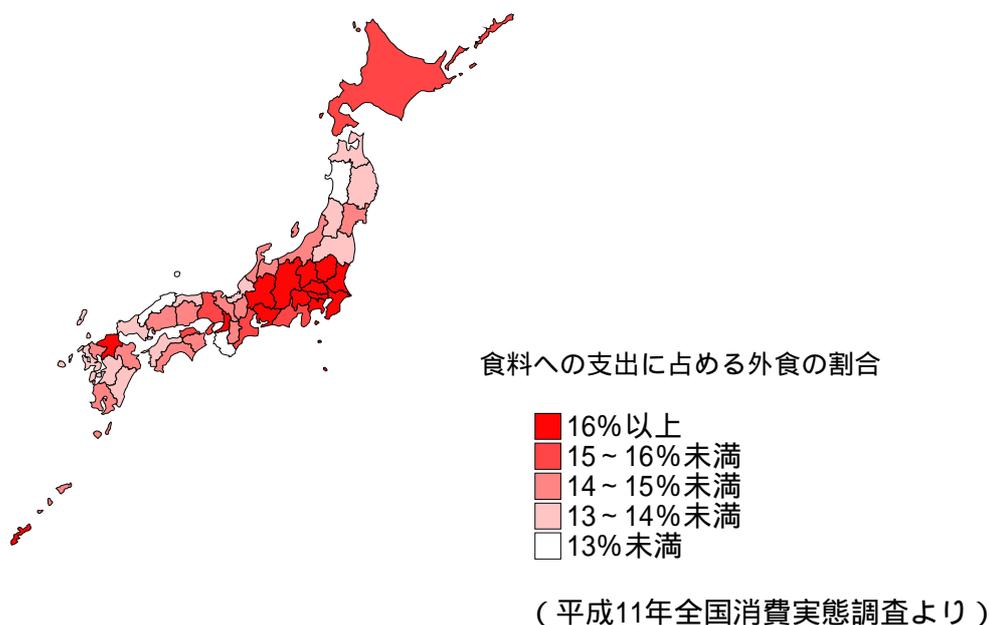
(平成11年全国消費実態調査より)

全国の結果だけでなく、都道府県別、都市別などの地域別結果を明らかにします

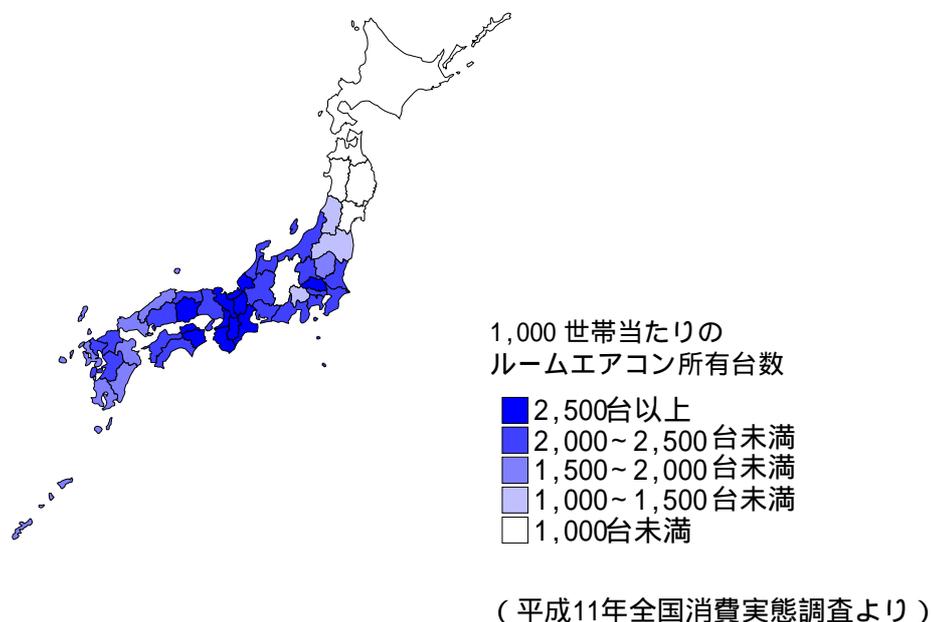
日本列島は南北に細長く、地域によって気候や風土は大きく異なっています。例えば、北海道と沖縄では暮らし方も違っており、それは家計にも大きく影響しています。

全国消費実態調査では、地域別の詳細な結果を提供するため、標本理論に基づいて、地域ごとに調査世帯を選定して調査しています。地域別の結果は、国や地方公共団体が地域の実情に合わせた行政施策を展開する上で欠かせないものとなっています。

外食の割合は関東、東海地方で高い（二人以上の世帯）



近畿、四国地方などで多いルームエアコンの所有台数（二人以上の世帯）



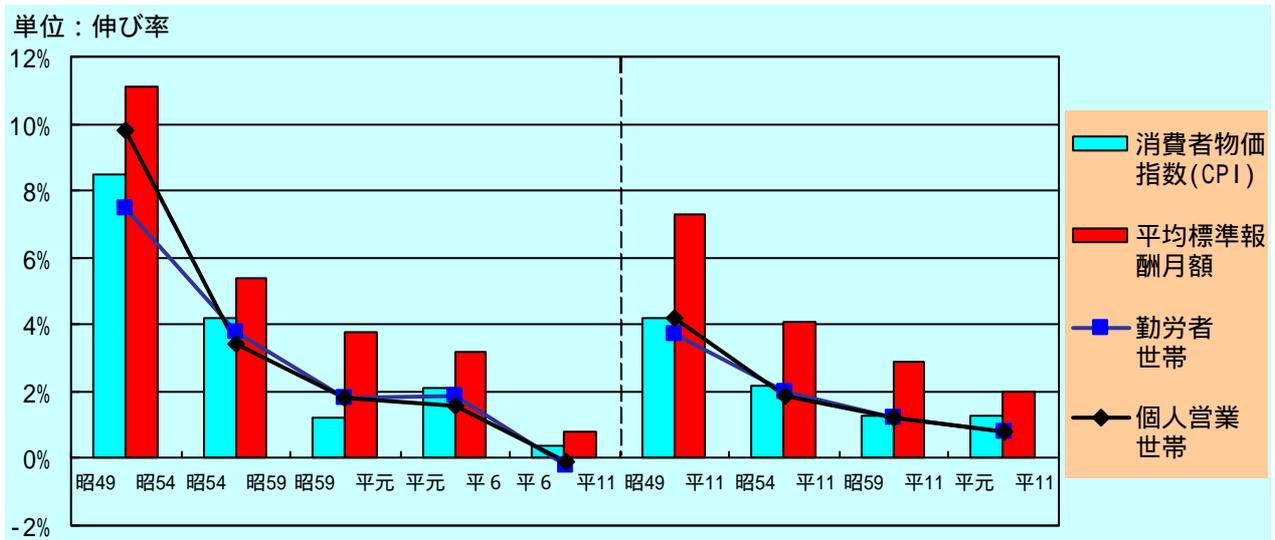
## 高齢化社会への羅針盤となります

日本の高齢化が進む中で、年金制度などの福祉問題は、政策的重要度がますます高まっています。例えば、高齢者への年金給付額を検討する際、高齢者の消費支出はどれくらいなのか、そのうち衣食住などの基礎的な支出がどれくらいであるかといったことを把握する必要があります。一方、現役世代の保険料負担額を検討する際にも、消費状況の把握が必要です。厚生労働省や社会保障審議会では、全国消費実態調査の結果を基礎資料として用い、年金制度についての検討を行っています。

また、「国民生活白書」、「高齢社会白書」、「男女共同参画白書」（内閣府）、「国土交通白書」（国土交通省）などでは、高齢者の経済状況を明らかにするため、全国消費実態調査の結果が利用されています。

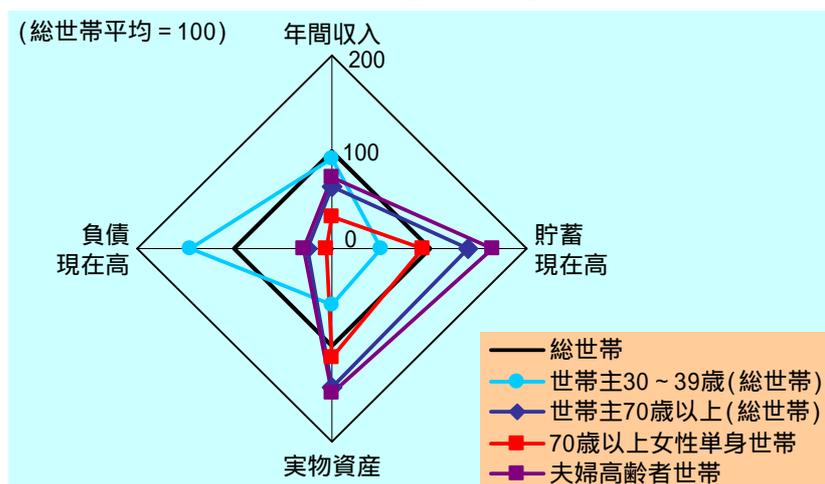
なお、平成16年全国消費実態調査では、要介護認定者の有無に関する設問を設け、増加する介護サービス利用者が家計にどのような影響を与えるのかを把握することとしています。

業態別の世帯人員一人当たり基礎的消費支出及び賃金、物価の伸び率(単年度当たり)の推移



(社会保障審議会年金部会審議資料より)

## 高齢者の経済的状況

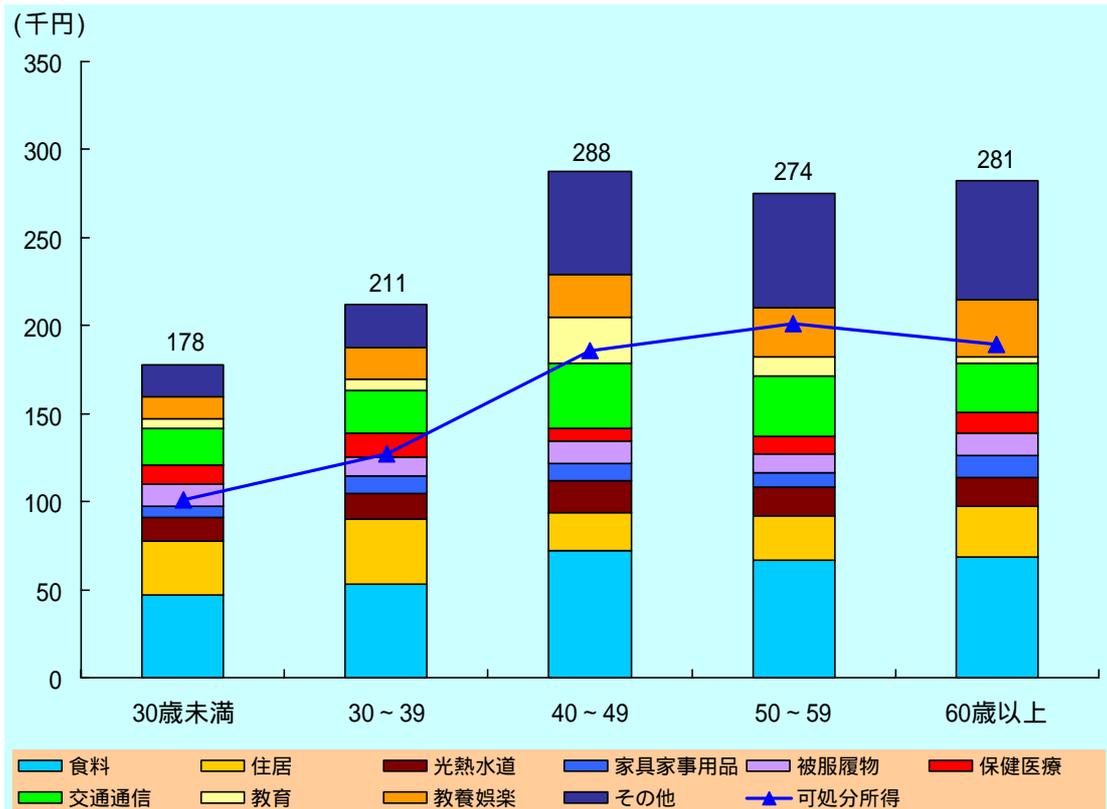


(内閣府「平成14年版男女共同参画白書」より)

雇用施策の基礎資料となります

近年、雇用情勢は厳しさを増してきており、雇用保険などの失業者対策も重要となってきています。「労働経済白書」（厚生労働省）や「国民生活白書」（内閣府）では、失業者の家計の状況も分析しています。

失業中でも削減困難な40代世帯主世帯の消費支出



(備考) 数値は、世帯主が仕事を探している非就業者で、世帯に有業者のいない世帯のもの。

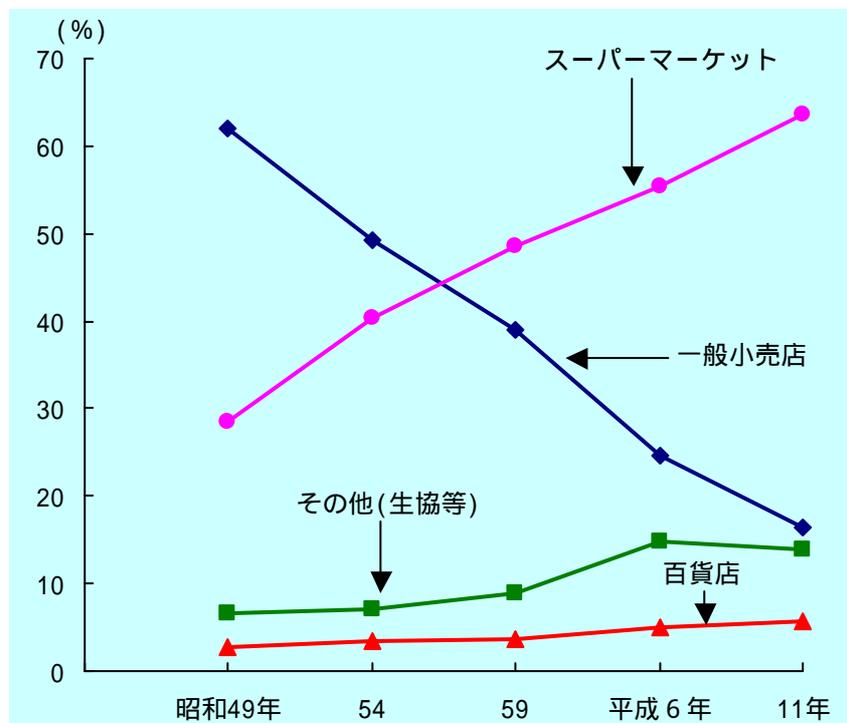
(内閣府「平成13年度国民生活白書」より)

## 購入先の結果もさまざまに利用されます

デフレ対策など、消費者物価の安定は、国の経済施策の中心的な課題の一つとなっています。消費者物価をとらえる上では、消費者が、家計用としてどの店でどのくらいの量の商品を購入しているのかを把握する必要があります。供給側からの販売統計のデータを見ることもできますが、販売先が家計用なのか営業用なのかの区別ができないため、需要側から把握する全国消費実態調査のデータは欠かせないものとなっています。

「水産白書」（水産庁）では、購入先の結果から、魚介類の購入先が一般小売店（魚屋）での対面販売からセルフサービスによるスーパーマーケットへ移行したなどと分析しています。

世帯の魚介類購入先



(水産庁「平成14年度水産白書」より)

その他，国のさまざまな施策に利用されます

ここまでで紹介したもののほかにも，例えば，以下のような国の施策について全国消費実態調査の結果が利用されています。

国民所得の推計など，国民経済計算に利用する。（内閣府）

家賃負担や住宅ローン返済の実態を把握し，住宅に関する諸施策のための基礎資料とする。

（国土交通省）

世帯人員別，世帯類型別の消費支出額を参考に，生活保護制度における保護基準の検証を行う。（厚生労働省）

生計費を把握し，公務員の給与・諸手当の算定・見直しの基礎資料とする。（人事院）

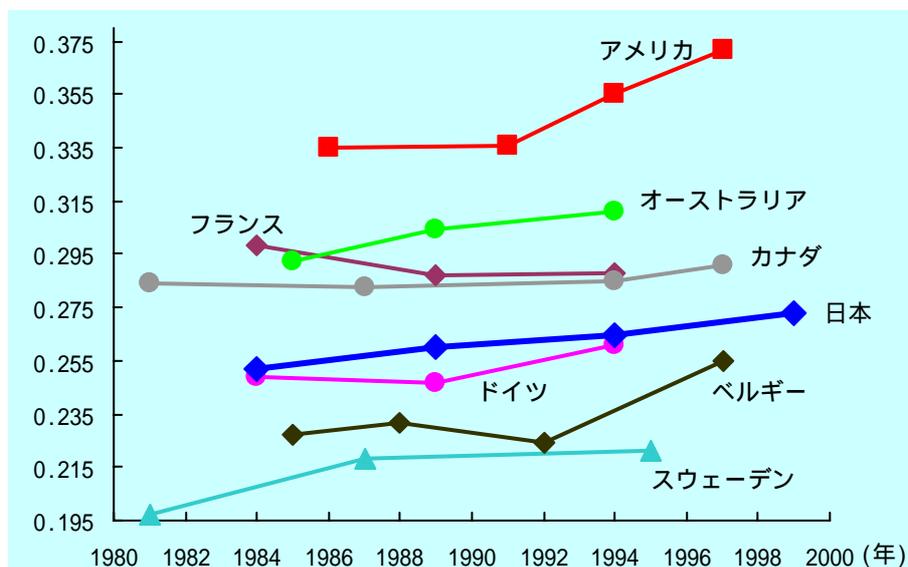
国際機関，地方公共団体，民間でも利用されます

全国消費実態調査の調査結果は，国際機関でも利用されています。OECD（経済協力開発機構）経済政策委員会では，所得分布の不平等度の国際比較を行っており，全国消費実態調査ではこれに対応した集計を行っています。そのほか，国際人権規約に基づく国連への報告など，全国消費実態調査の結果に基づき，国際機関への各種報告を行っています。

また，地方公共団体が独自に行う福祉施策，各種地域振興施策を策定する際の基礎資料となるほか，県民経済計算などでも，地域別の結果が利用されています。さらに，日本銀行，大学や各種研究機関における，国民生活に関する問題などの分析や研究のための資料としても利用されています。

集計結果は，報告書やインターネットなどにより一般に提供しています。これを用いて，民間の会社などにおいて，家計で購入する商品やサービスの需要予測のための資料などとして利用されています。

所得分布の不平等度（ジニ係数）の国際比較



注) ジニ係数とは不平等度を表す係数で，格差が大きいほど1に近い値になります。

（「平成11年全国消費実態調査トピックス」より）

## 調査のしくみ

調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員 - 調査世帯の流れで行います

総務省統計局	総務省統計局では、調査全体の企画設計、調査書類の作成、調査票等の審査、調査結果の集計、調査結果の公表、報告書の刊行などの事務を行います。
都道府県	都道府県では、指導員・調査員の任命、調査票等の審査などの事務を行います。
市区町村	市区町村では、指導員・調査員に対する調査事務の指導、調査世帯の選定、指導員・調査員の都道府県への推薦、調査票等の審査などの事務を行います。
指導員	指導員は、調査員に対する調査事務の実地指導、調査員から提出される調査票等の記入内容の審査などを行います。
調査員	調査員は、調査単位区世帯名簿の作成、調査世帯に対する記入依頼、調査票の配布、調査票の記入の仕方の説明、調査票の収集・検査などを行います。

調査に使用する調査票は、『世帯票』、『家計簿』、『耐久財等調査票』及び『年収・貯蓄等調査票』の4種類です

世帯票	家族構成、家族の年齢、就業状況、職業、現在住んでいる住居及び土地、現住居以外の住宅及び土地などについて、9月1日（単身世帯は10月1日）現在で記入します。
家計簿	日々の収入、支出、預貯金の出し入れなどについて、9月、10月及び11月の3か月間（単身世帯は10月及び11月の2か月間）記入します。
耐久財等調査票	耐久消費財の所有数及び取得時期などについて、10月末日現在で記入します。
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄・負債の状況について、11月末日現在で記入します。

## 家計簿への記入が中心となる調査です

日々の収入と支出の内容を記憶しておくことは難しいことです。したがって、収入・支出を正確に記録するためには、収入と支出をその都度記録する「家計簿」が必要になります。

全国消費実態調査では、世帯に『家計簿』を配布し、日々の収入・支出について品目別に記入していただきます。

『家計簿』は、9月及び10月（単身世帯は10月）に記入していただく『家計簿A』と、11月に記入していただく『家計簿B』の2種類があります。『家計簿B』では、日々の収入・支出に加え、購入先についても記入していただきます。

この『家計簿』は、1か月分が1冊となっていますので、計3冊（単身世帯は計2冊）を記入していただくこととなります。

## 調査した事柄は統計を作るためだけに使われます

全国消費実態調査は、統計法の規定に基づく指定統計調査（指定統計第97号を作成するための調査）として行われます。また、調査の方法、内容等については、全国消費実態調査規則（昭和59年総理府令第23号）に規定されています。

調査関係者には、調査で知り得たことを他に漏らしてはならないという義務が統計法で規定されており、これに反した時には罰則が定められています。また、集められた調査票は、統計の作成以外の目的に使ってはならないことも規定されています。このように、調査した内容は厳重に守られます。

なお、『年収・貯蓄等調査票』は、封筒に入れ、密封して調査員に提出されます。

## 調査の結果は平成17年7月ごろから順次公表されます

調査の結果は、いろいろな統計表としてまとめられ、平成17年7月ごろから順次公表されます。これらの統計は、各種行政施策の基礎資料として利用されます。

なお、平成11年全国消費実態調査の結果については、報告書として刊行されているほか、インターネットでもご覧いただけます。

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/>（総務省統計局ホームページ）